

W T O 農 業 交 渉 に お け る 開 発 途 上 国 の 状 況 に つ い て

平 成 1 4 年 1 2 月
農 林 水 産 省

目 次

	頁
1 W T O 農業交渉における開発途上国の主張	1
2 開発途上国に対する交渉上のポジション	5
3 開発途上国への対応	6
平成 14 年度における農業の主要な W T O 関連キャパシティ・ ビルディング	9

1 WTO農業交渉における開発途上国の主張

WTO加盟144カ国中約100カ国を占める開発途上国は、今次ラウンドにおいて影響力が増大。

多くの開発途上国は、各交渉分野において、

- ・ 先進国について更なる市場開放、輸出補助金・国内支持の大幅削減を要求。
- ・ 輸出補助金・国内支持に関しては、一握りの先進国がその大半を使用しているとして特に厳しい。

WTO農業交渉における開発途上国

区 分	国・地域数
WTO加盟国・地域	144
うち開発途上国	約100
うち後発開発途上国(LDC)	30

注：上記の開発途上国数は、譲許表において削減義務の緩和措置を適用(LDCには削減義務は免除)している国・地域数。

後発開発途上国(LDC)

LDCとは、国連開発計画委員会が設定した、

1人あたりGDP(国内総生産)平均：900ドル未満
人口：7500万人未満

等の基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された後発開発途上国のこと(現在49カ国。うち、WTO加盟国は30カ国(ミャンマー、ハイチ、マリ、セネガル等))。

(1) 市場アクセス

多くの開発途上国は、関税については、開発途上国には関税引下げの柔軟性が必要とした上で、先進国にはスイス・フォーミュラ等の大幅・一律削減方式を適用と主張。

一方、最近の農業交渉において、インドなどはUR方式の支持を表明。

関税割当（アクセス数量）については、先進国の枠の大幅拡大、消化を義務化し将来的に関税割当を廃止、開発途上国にはミニマム・アクセスを免除と主張。

特別セーフガード（SSG）については、先進国のSSGの廃止、開発途上国のみならずSSGを適用拡大すべきと主張。

関税の引下げに関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
スイス・フォーミュラ等により先進国は大幅・一律な引下げ	パキスタン、キューバ、ドミニカ共和国、ホンデュラス、ケニア、ニカラグア、ジンバブエ、エルサルバドル、中国、ペルー等、 （米国、ケアンズ）
UR方式	トルコ、メキシコ、インド、マダガスカル等、 （日本）

（注）上記国名は、ケアンズ諸国及びEU等フレンズ国（EU加盟予定の10カ国を含む）を除く開発途上国を中心に記載。以下同様。

アクセス数量に関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
拡大	パキスタン、スリランカ、中国等、 （米国、ケアンズ）
見直し	（日本）

特別セーフガードに関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
廃止	中国、 （米国）
先進国は廃止	パキスタン、キューバ、ドミニカ共和国、ホンデュラス、ケニア、ニカラグア、スリランカ、ジンバブエ、インド、ペルー等、 （ケアンズ）
維持	ポーランド等、 （日本）

(2) 国内支持

多くの開発途上国は、「黄」の政策については、先進国のAMS（助成合計量）の大幅削減・撤廃を主張。

「青」の政策については、その廃止を主張。

「緑」の政策については、「緑」の政策は財源のある先進国のための制度であり、厳格化・上限設定等が必要と主張。

「黄」の政策に関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
AMS撤廃	トルコ、ウガンダ、バングラデシュ、中国等、 （ケアンズ）
AMS大幅削減	インド、エジプト、ケニア、パキスタン、セネガル、ジブチ、 （米国）
総合AMSによる削減	ルーマニア、ジャマイカ等、 （日本）

（注）総合AMS：AMS（助成合計量＝価格支持相当額＋削減対象補助金額）を全品目の総計で削減する方式。

「青」の政策に関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
廃止	エジプト、ケニア、パキスタン、中国等、 （米国、ケアンズ）
維持	ルーマニア等、 （日本）

「緑」の政策に関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
上限設定等の制限導入	トルコ、ケニア、インド、パキスタン、エジプト等、 （ケアンズ）
制限導入は不要	ルーマニア等、 （米国） （日本（一部要件緩和））

(3) 輸出規律

多くの開発途上国は、輸出補助金については、その撤廃や開発途上国に対する例外措置の維持等を主張。

輸出信用については、厳格な規律を作成し、当該規律に合致しない輸出信用の即時禁止を主張するとともに、LDC（後発開発途上国）やNFIDC（食料純輸入開発途上国）への特別な配慮が必要と主張。

輸出規制・輸出税については、輸出規制の規律強化の必要性に理解を示しつつ、開発途上国にはS & D（特別のかつ異なる待遇）として一定の柔軟性が必要と主張。
一部の開発途上国は、輸出税は交渉対象外と主張。

食料援助については、無償（贈与）に限定すべきと主張。

輸出補助金に関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
撤廃	ホンデュラス、中国、インド、パキスタン、ドミニカ共和国、メキシコ、ペルー、トルコ等、 （米国、ケアンズ）
削減	スリランカ等、 （日本）

輸出信用に関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
規律強化・段階的削減	（日本）
規律強化・即時禁止	インド、キューバ、中国、スリランカ等、 （ケアンズ）
規律強化・削減には反対	（米国）

輸出規制・輸出税に関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
規律強化を主張	（日本）
規律強化に理解	キューバ、インド等、 （米国）
規律強化に反対	（ケアンズ）
輸出税は交渉対象外	アルゼンチン、マレーシア等

食料援助に関する開発途上国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な開発途上国等
無償に限定	トルコ、中国、インド、エジプト等、 （ケアンズ）
有償も必要	（米国）
一部を除き段階的に無償化	（日本）

2 開発途上国に対する交渉上のポジション

我が国は、ドーハ閣僚宣言を踏まえ、途上国に対する S & D (特別のかつ異なる待遇)として以下を主張。

先進国と開発途上国とで二段階の規律(ダブル・スタンダード)をつくることは認めない。

しかし、開発途上国が、その抱える多様な問題に対処するために必要となる政策を実現していくことができるよう、LDC(後発開発途上国)に対しては義務免除を行う等一定の柔軟性を認める。

具体的には、次を主張。

- ・ 市場アクセス分野においては、実施期間の長さ、引下げ率等において、開発途上国に柔軟性を付与。

また、特別セーフガードの対象品目については、今次交渉における一定水準以上の関税引下げ品目を追加し、その際、開発途上国の、特に主要品目については、引下げ幅を緩和。

- ・ 国内支持分野においては、実施期間の長さ、削減率、削減対象外の政策の範囲等において、開発途上国に柔軟性を付与。
- ・ 輸出規律分野においては、当該製品の純輸出国を除く開発途上国は、輸出禁止・制限を適用可。

ドーハ閣僚宣言の概要(2001年11月)

- ・ 開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇(S & D)は、交渉における全ての要素の不可分の一部であることに合意。

UR合意内容における開発途上国に対する優遇措置の概要

項目	内容
国境措置、国内助成、輸出補助の削減	削減率は先進国の2/3 削減期間は10年(先進国は6年) LDCは削減義務免除
関税化の特例措置	アクセス数量は14%(先進国は48%)
デミニミス	生産額の10%以下(先進国は5%以下)
輸出禁止・輸出制限を行う際の義務	義務の免除

注：助成額が生産額の5%以下(開発途上国は10%)の国内助成については、最小限の政策(デミニミス)として削減対象外とされている。

特別セーフガードに関する開発途上国の関心品目
コメ、小麦、砂糖等の主要食料。

3 開発途上国への対応

今次ラウンドにおける開発途上国グループの影響力の増大等を適切に踏まえ、各局面において、開発途上国に対してその関心事項を絞り、EU等との連携により戦略的に対応することが必要。

(1) 関係国への働きかけ

2000年3月以降、36カ国に対する延べ69回のミッションの派遣をはじめ、書簡の送付や来日した開発途上国関係者との会談による働きかけを実施。

その結果、インドネシア、ヨルダンなどは国際備蓄に、ポーランド、ラトビアなどは特別セーフガードの拡充に、それぞれ強い関心を示した。

また、非貿易的関心事項に関心のある開発途上国との連携を強化するため、本年6月、我が国が主催し、ローマで「第4回非貿易的関心事項に関する会議」を開催。

30カ国を超える開発途上国を含む54カ国の閣僚等が参集し、非貿易的関心事項の重要性を確認。

関係国への働きかけ

働きかけ方法	実施時期	働きかけ国数
ミッション派遣	2000～2002年	計36カ国 (延べ69回)
書簡送付	2001～2002年	計27カ国 (延べ50回)
		合計42カ国
働きかけ国の例		
<ul style="list-style-type: none"> ・アジア : タイ、インドネシア、フィリピンなど ・アフリカ : セネガル、エジプト、ケニアなど ・中東欧 : ポーランド、ラトビア、ハンガリーなど ・中南米 : ドミニカ共和国、ホンジュラス、ベネズエラなど 		

会談による開発途上国への働きかけ(2002年)

開発途上国関係者と大臣の会談の機会等を利用して、計20カ国、延べ61回の働きかけを実施(11月現在)。

第4回非貿易的関心事項に関する会議

実施時期	2002年6月14日
場所	ローマ
参加者	54カ国の閣僚等 (EUを15カ国として計算すると68カ国)
内容	非貿易的関心事項の重要性を確認

(2) 開発途上国への具体的対応

1) 国際備蓄

我が国は、WTO農業交渉において、開発途上国の食料安全保障を確保するため、新たな国際備蓄構想を提案。

国際備蓄の考え方に対しては、これまでの交渉において、インドネシアから支持、インド、スロヴァキアから肯定的な発言を得た。

国際備蓄構想の実現に向けた取組みの第一歩として、本年10月、その開始が決定された「東アジアコメ備蓄に係るパイロット・プロジェクト」に積極的に参加するとともに、コメ備蓄システムの形成に貢献していく考え。

WTOの規律においては、FAO/WFP等の国際機関のアピールに基づく食料援助については、有償・無償いずれも実施し得る柔軟性を確保し、国際備蓄構想を円滑に実施し得るようにすることが必要。

2) WTO関連人材育成

WTO関連人材育成等キャパシティ・ビルディングや技術協力については、LDC（後発開発途上国）を中心とした途上国のニーズを踏まえつつ、可能な限り対応。

（別紙「平成14年度における農業の主要なWTO関連キャパシティ・ビルディング（農林水産省関係分）」参照）

国際備蓄構想の具体的仕組み

対象品目	・ 基礎的食料の中から適切な備蓄品目を選定。
規模	・ 各国の在庫状況等を踏まえて設定。
備蓄の実施と使用	・ 各国が通常保有する在庫の一部を充てること（イヤマーク）を基本とし、備蓄場所・形態等の柔軟性を確保。 ・ 災害による一時的食料不足、開発途上国への支援を優先し、WFP等国際機関の緊急食料援助アピール等を受けて、譲許的条件で実施。

第2回アセアン+3農林大臣会合

2002年10月11日に大島大臣出席の下、ラオスで開催された第2回アセアン+3農林大臣会合において、東アジア地域におけるコメ備蓄システムの形成に向けてその運営方法等を検証するため、2003年秋から3年間のパイロット・プロジェクトの開始を決定。

（注）FAO：食糧農業機関（食糧と農業に関する国際連合の機関）

WFP：世界食糧計画（食糧援助に関する国際連合の機関）

WTO協定を実施する上で、開発途上国のWTO関係者の知識、能力の向上のため、各協定に「特別のかつ異なる待遇（S&D）」が規定されているが、開発途上国に対する一層の支援の強化・拡充が課題となっている。

3) 特恵関税

現在、関税の引下げに関する議論は、

スイス・フォーミュラを主張する米国、ケアンズ諸
国等

UR(ウルグアイ・ラウンド)方式を主張する日本、
EU等フレンズ国

が対立する形。

また、態度を決定していない残りの国々のほとんどは
開発途上国であることから、これらの国々への働きかけ
が極めて重要。

さらに、LDC(後発開発途上国)特恵関税の実施に
ついて、諸外国と我が国の間で、農林水産物のアクセス
改善面で大きな差が生じている現状を踏まえ、我が国の
WTO交渉ポジションへ悪影響を及ぼすことのないよう、
早急に改善を図ることが必要な状況。

このような状況を踏まえ、農水産物の特恵関税につい
ては、適切な措置を講じる必要。

(「農水産物の特恵関税措置の拡充(平成15年度関税改正)と
WTO交渉における開発途上国への働きかけについて」を参照)

WTO農業交渉の今後のスケジュール

12月18日まで 2003年	議長が作成する「概観ペーパー」の呈示
1月	特別会合(想定されるモダリティの包括的 実質的な検討)
2月中旬	非公式ミニ閣僚会合(東京)
2月	特別会合(モダリティ1次案の検討)
3月	モダリティの確立 (<u>関税削減方式も決定される</u>)

来年3月のモダリティ決定へ向けて、品目別の柔軟性を有する
UR方式の採用へ向けて強力な働きかけが必要。

〔別紙〕

平成14年度における農業の主要なWTO関連キャパシティ・ビルディング（農林水産省関係分）

事業名	時期・場所	内容	参集範囲
東アジア農業技術協力フォーラム	6/24-26 北京	「WTOと農業貿易」について、我が国から講師を派遣した。	アセアン各国+日本、韓国、中国から技官及び関連の専門家等合計約100名が参加。
アセアン諸国・農業政策担当局長招聘研修コース	7/7-14 東京	各国農業政策の企画・立案に資するため、幹部職員に対し我が国農政・農業の実態の説明・意見交換、研修員関心事項の個別研修等を行った。	インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアから各1名の合計8名。
SIDS（小島嶼途上国）農業支援セミナー （UNCTAD（国連貿易開発会議）主催）	11/7 ジュネーブ	途上国の特惠マージンを損なう等のスイス・フォーミュラの欠点、食料安全保障を含めたNTC（非貿易的関心事項）の重要性、日本提案のSSG等を、SIDS諸国が直面している問題への一つの対応策として提示した。	UNCTADの「SIDS農業支援プロジェクト」対象国となっているジャマイカ、キューバ、モーリシャス、サモア、バヌアツ、ドミニカ共和国、セント・ルシア、カーポ・ベルデ等約35カ国の小島嶼途上国。
衛生植物検疫措置に関するセミナー （APO（アジア生産性機構）主催）	(12/4-11) 東京	アジア生産性機構からの委託により、動植物検疫措置に関するセミナーを開催。	APO加盟国（バングラデシュ、台湾、フィジー、インド、インドネシア、イラン、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム、ラオス、日本）
WTO農業交渉問題等緊急対策事業	(12/9-12) 東京	WTO農業協定・SPS協定の理解の向上のみならず、我が国における農産物流通の実態や生産現場を見学することにより、WTO農業交渉における日本の主張を理解する一助とする。	エジプト、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、モーリシャス、ナイジェリア、セネガル、スワジランド、スリランカ、パキスタン、チュニジア
WTO農業協定/SPS協定研修	(2/12) 東京	WTO農業協定及びSPS協定の仕組みについてセミナーを開催する。	フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー等
貿易自由化が与える農業生産者・農村貧困者に与える影響シンポジウム	(3/11-17) 東京	貿易自由化について、APO（アジア生産性機構）が行った調査結果をもとに、農業生産者や農村貧困者に対する貿易自由化の影響を議論し、農業セクターへの望ましくない結果を軽減する方策を確認する。	APO加盟国（バングラデシュ、台湾、フィジー、インド、インドネシア、イラン、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム、ラオス、日本）